

い串農第234号  
令和6年8月9日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いちき串木野市長 中屋 謙治

市町村名 (市町村コード)	いちき串木野市 (462195)
地域名 (地域内農業集落名)	荒川第2 (荒川下、中向、寺村 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進む中、認定農業者が2名いる。全ての農用地を2名で耕作は難しいので継続して新たな担い手を受け入れていく。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水田に関しては稲作が多いが、WCSの耕作も増えている。引き続きWCSの面積を増やし労働効率を軽減していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の協定農用地とした。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農用地の集積は、R4年度に実施しており集積率は92.9%と出来ている。  
今後は担い手に集約が出来るように地域で話し合いを行う。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

活用は出来る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

新たな担い手が現れた時に基盤整備事業を行えるように、事前に事業を行うか話し合いをしておく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ファーム荒川、荒川コンバイン組合に委託できる作業は委託して作業の軽減化を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④輸出	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携	<input type="radio"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策を継続して行う（侵入防止柵等）。また、猟友会と連携し、わな等の設置を行う。
- ③スマート農業の導入により労働効率の軽減を図る。
- ⑨WCSを耕作し、飼料として出荷する。